

～保険金・給付金などをより確実にご請求いただくために～

「代理請求特約」を取扱い開始

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2008年4月2日から、「代理請求特約」の取扱いを開始します。

この特約は、お客さまからより安心して確実に保険金・給付金などをご請求いただけるよう、**被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、その受取人がご請求できない場合に、代理請求人が代わりにご請求できる**特約です。

この特約の付加により、高度障害保険金や入院給付金などの速やかなお受け取りが可能となり、被保険者ご本人やご家族の安心をサポートします。

また、代理請求人を原則**死亡保険金受取人と同一とし、代理請求人の要件も現行制度（指定代理請求制度、配偶者請求制度）より拡大**し、シンプルでわかりやすく、より使いやすい制度としました。

なお、2008年4月から実施する、ご契約者に対する定期的かつ能動的なアフターサービス活動である「**安心サービス活動**」において、**特約の中途付加をご案内**し、お客さまサービスのいっそうの向上に努めてまいります。

今後も、「安心して生きていくための多様な保障」の充実に向け、引き続き取り組んでまいります。

「代理請求特約」の主な特徴

特徴 1. 被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、その受取人がご請求できない場合に、代理請求人が代わりにご請求できます。

- ・現行の代理請求制度（「指定代理請求制度」、「配偶者請求制度」）では、代理請求できる範囲が一部の保険金・給付金などに限られていましたが、「代理請求特約」では、対象範囲を**高度障害保険金や入院給付金など被保険者が受取人となる保険金・給付金などに拡大**しました。

特徴 2. 代理請求人として請求できる方の範囲を拡大し、お客さまにとって、シンプルでわかりやすく、より使いやすい特約です。

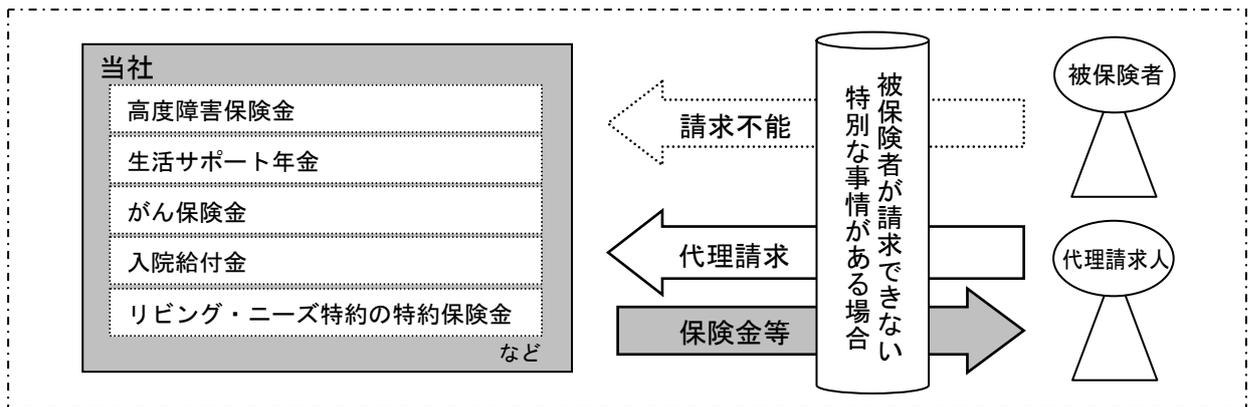
- ・本特約は、代理請求人を原則**死亡保険金受取人と同一**とし、また、代理請求人の資格要件についても、**配偶者・直系血族・兄弟姉妹は「同居または同一生計」要件をなくす**ことで、お客さまにとって、シンプルでわかりやすく、より使いやすい制度になっています。

特徴 3. 既にご加入されているお客さまの中途付加も可能です。

- ・新たにご加入される場合のみならず、既にご契約いただいている方も、この特約を中途付加できます。

特徴 4. 特約の保険料は必要ありません。

(1) しくみ図



(2) 代理請求できる場合

被保険者が受取人となる保険金・給付金など、および被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込免除について、「被保険者が保険金などを請求できない**特別な事情（※）**」がある場合に、所定の資格要件を満たした「代理請求人」が被保険者に代わってご請求できます。

(※) 特別な事情とは

① 保険金・給付金などの請求を行なう意思表示が困難である場合

例えば、被保険者本人が事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金などのご請求を行なう意思表示が困難な場合など

② 傷病名や余命についての告知を受けていない場合

例えば、被保険者本人が、がんなどの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金・給付金などをご請求できない場合など

③ 上記①、②に準じる場合

(3) 代理請求の対象となる保険金・給付金など

- ① 被保険者が受取人となる保険金、給付金および生活サポート年金など
(例) 高度障害保険金、生活サポート年金、がん保険金、介護保険金、障害給付金、がん入院給付金、災害入院給付金、疾病入院給付金、生活習慣病入院給付金、入院初期給付金、傷害通院給付金、特定損傷給付金、手術給付金、退院給付金、リビング・ニーズ特約の特約保険金 など
- ② 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(4) 所定の代理請求人

保険金・給付金などを代理請求できる代理請求人は、ご請求時において次のいずれかを満たす死亡保険金受取人（死亡保険金のない商品はあらかじめ指定された方）となります。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の3親等内の親族

(5) 付加対象商品

以下を除いた商品に付加することが可能です。

- ・被保険者が受取人となる保険金・給付金などが無い商品（年金のみの「年金ひとすじワイド」や死亡保障のみの「エブリバディ」など）

※死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。

<ご参考> 「代理請求特約」と「指定代理請求制度」との主な違い

	代理請求特約	指定代理請求制度
代理請求人の指定	指定しない（死亡保険金受取人） ※死亡保険金のない商品のみ指定	指定する
代理請求人の要件 （請求時）	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の兄弟姉妹・被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族 ※代理請求人が配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合、同居または同一生計の要件は問いません	<ul style="list-style-type: none">・被保険者と同居または同一生計の戸籍上の配偶者・被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族
対象となる 保険金・給付金など	右記に加え、被保険者が受取人となる保険金・給付金など <ul style="list-style-type: none">・高度障害保険金・入院給付金 など	特定の保険金・給付金などに限定 <ul style="list-style-type: none">・生活サポート年金・がん保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金 など

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以 上